

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第3回） 議事要旨

1. 日時

令和3年8月3日（火）15時00分～17時05分

2. 場所

総務省内会議室

3. 出席者

（1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員、森川構成員

（2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、高橋財務省国際局調査課投資企画審査室長

（3）総務省

竹内総務審議官、吉田情報流通行政局長、二宮総合通信基盤局長、藤野大臣官房審議官、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、野崎同局電波部長、三田情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、林総合通信基盤局総務課長、木村同局電気通信事業部事業政策課長、荻原同局電波部電波政策課長、小津同局電波部基幹・衛星移動通信課長、鎌田情報流通行政局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、佐藤同局放送政策課企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、村田同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長、飯村総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官、中田同局電気通信事業部事業政策課調査官、柳迫同局電波部電波政策課企画官 ほか

（4）ヒアリング団体

日本電信電話（株） 黒田経営企画部門経営企画担当部長、
（株）QPS研究所 大西代表取締役社長、
（株）証券保管振替機構 冨田株主通知業務部課長

4. 議事等

（1）議題(1)「放送分野における外資規制に係る政省令の改正について」

事務局（岡井放送政策課企画官）から資料3-1「放送分野における外資規制に係る政省令の改正について」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

事務局でございます。私からは資料3-1「放送分野における外資規制に係る政省令の改正につ

いて」の資料について御説明します。

表紙を1枚めくっていただきまして、1ページから進めてまいります。前回、第2回の会合におきまして、政省令の改正の方向性について御議論いただきました。その際、その方向性で進めて構わないという結論を頂きましたので、その方向性を改正の概要の中に反映しております。

政令につきましては認定基幹放送事業者・認定放送持株会社に資料の提出を求めることができる事項の追加を、省令につきましては外資比率が規制の範囲内であることの把握や検証を可能とする様式の変更を、それぞれ柱に据えております。

もう少し詳しく見てまいりますと、政令につきましては、1番の(1)認定基幹放送事業者のところにございますように、新たに資料の提出を求めることができる事項として、外資規制につきまして、役員に関する事項と議決権に関する事項の2点を追加してまいります。

1番の(2)の認定放送持株会社も同様でございますが、認定放送持株会社につきましては、もともと政令に「総務大臣が資料の提出を求めることができる事項を定める区分」がございませんでしたので、新たにその区分を設け、さらに、先ほど申し上げた役員に関する事項と議決権に関する事項を追記する形でございます。

2番の省令につきましては、改正に当たっての考え方を(1)、(2)に示しております。(1)にございますように、議決権の数や外資比率の詳細を把握できるようにすること、(2)にございますように、計算の過程について検証可能な構造を採用すること、これら2点の考え方に基きまして、具体的な整理を行っております。後ほど詳しく見てまいります。

続きまして、2ページでございます。ここからは政令、省令それぞれにつきまして、実際のイメージを見ながら御説明します。

上の箱枠内は、これまで申し上げてきたことと同様、役員に関する事項と議決権に関する事項を外資規制について新たに資料の提出を求めることができるようにするという内容でございます。

下に具体的な条文イメージを示してございまして、放送法施行令第8条を改正してまいります。今回のポイントは第8条第3号と第8号の改正でございまして、第3号におきましては、もともとある基幹放送事業者の区分の中にハ：役員に関する事項、ニ：議決権に関する事項をそれぞれ追加してまいります。一方、第8号は新設でございまして、新たに認定放送持株会社という区分を設けた上で、役員に関する事項と議決権に関する事項を列挙するという形を考えております。

続きまして、3ページに移ります。省令でございます。

省令につきましては、上の箱枠内の①、②にございますように、放送法施行規則と無線局免許手続規則の改正を想定しておりますが、少々分量が多くなりますので、こちらでは代表的な改正事項を表の形で抜粋して検討いただきたいと思います。また、このほかにも注釈等、様々整理する事項

がございますので、本日の方向に沿って詳細を決定してまいりたいと考えております。

まず例として、衛星基幹放送事業者に関する表を挙げております。右側は議決権等の総数の表です。こちらは、タイトルにございますとおり、外資比率の計算に当たっての分母に当たる議決権等の総数を計算するための表でございます。中身を見てまいりますと、発行済株式には議決権のあるものかないものがございますので、それぞれを列挙する形で明確化し、議決権の有無をはっきりとさせ、その上で議決権の総数を計算していくというような経過をたどることによりまして、詳細が把握でき、また計算の過程が追えるようになるものと考えております。

また、外資規制への適合状況につきましては、下の2つの表が該当いたします。右側が上場会社である場合、左側が上場会社以外の場合です。まず右側の上場会社である場合を見てまいります。こちらは、区分の一番左にございますように、外国法人等である株主に関して、それぞれ株主の氏名等に加え、有している議決権を順番に列挙していき、議決権の比率を計算するものです。この際ポイントとなりますのが、前回課題として申し上げた、100分の1以上の者についてのみ提出を求めていたという点に鑑みまして、今回は特定地上基幹放送事業者等の場合に合わせまして、1000分の1以上を占める者について株主の情報を記載し、また1000分の1未満を占める者につきましては、持っている株式数、議決権の数も少ないので、これらを合算して示すという形にしております。このような列挙をすることで、外国法人等有する議決権を全て把握でき、また議決権の比率についても正確なところが計算できるという発想でございます。

他方、左側の上場会社以外の場合でございますが、非上場の会社の場合、外国人の株主等について、その情報を直接確認するのに少々手間がかかるということがございます。そのような事情にも鑑みまして、少しアプローチを変えております。具体的には、区分のところにありますように、比較的確認の容易な日本の個人や日本法人の株主について計算をしていくという形にしております。これらの株主が有する議決権の数を積み上げていって、8割を超えたところで、外資規制の基準となっている20%未満という点を守っていくことができると考えておりますので、このようなアプローチで負担を軽減しつつ計算していくという形にしたいと考えております。

続きまして、4ページでございます。こちらは認定放送持株会社に関する例でございますが、少々表が大きくなっているように見えますが、こちらは間接規制に関する部分を追加しているためでございます。一番端的に表れていますのが、下の表の右半分のところ「外資系日本法人の議決権を有する外国法人等」とございます。この部分は、認定放送持株会社の議決権を有する法人の議決権を有する外国法人等について示していく部分でございます。詳細については割愛いたしますが、このような情報も追記することで、間接規制の部分につきましても計算過程が追えるようにし、また議決権の詳細について、しっかりと把握をしていくという観点でございます。右上にございますよ

うに、議決権の総数につきましては、先ほどのP3と同じような表を整理することを考えております。

改正の詳細につきましては以上でございます。

最後に、今後の想定しているスケジュールについて、改めて申し上げます。今回、この場で御議論いただいて、結果といたしまして、この方向で進めてよいということになりましたら、パブリックコメントに付して意見募集を行っていきたいと考えております。8月、9月に意見募集を行い、10月にその回答を公表し、11月に政令については閣議請議を行い、12月に公布、施行という具合に、おおむね年内に関連のプロセスを終えたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【庭野構成員】

庭野です。御説明いただきありがとうございます。確認ですが、今回の施行規則等の改正によって様式を変更する対象となる事業者等は、資料で挙げていただいている事業者は一部例とのことですが、放送法施行規則に基づくものや、無線局であっても基幹放送局や衛星基幹放送局というものであって、電波法で規定する外資規制のみを受ける業者は対象ではないという整理でよろしいでしょうか。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

おっしゃるとおりです。今回の政令、省令の改正の中で整理をしておりますのは、放送事業者等に関するものですので、電波法の規定のみに係る無線局は含まれておりません。1点補足をいたしますと、基幹放送局提供事業者のように、電波法に基づく無線局の免許を受けていっても、放送事業に関連する者等として活動しているものにつきましては、含まれているところでございます。

【庭野構成員】

ありがとうございます。

【神保構成員】

神保です。前回の関係団体ヒアリング等の際に、株主の状況や外資による保有の状況を報告する場合にも、個人情報の保護に配慮をして、できるだけ個人名や住所といった個人情報を提出する必要がない形での制度整備をしていただきたいという声もあったと思うのですが、他方で私自身としても、確認のために株主名簿のような、株主の住所も必要なのではないかとも思っています。この点については、実際の運用の中で、例えば非常に少ない保有株数にすぎない個人の住所までは報告を求めないとか、少し柔軟な運用というのが期待されると思ってもよろしいものなのではないでしょうか。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

御質問ありがとうございます。資料では表のみをお示ししておりますが、これ以外にも整備の過程において、この無線局免許手続規則あるいは放送法施行規則の中に規定されている注釈等も変えていく予定でございます。また運用面等もございますので、今後そういった表以外の細部につきましても、様々議論を考えながら、パブリックコメントに付していく過程で、しっかりと整理を進めてまいりたいと考えております。

【神保構成員】

分かりました。ありがとうございます。

(2) 議題(2)「現行の外資規制の運用の考え方の公表について（案）（放送法及び電波法）」について」

事務局（藤野大臣官房審議官）から資料3-2「現行の外資規制の運用の考え方の公表について（案）（放送法及び電波法）」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【事務局（藤野大臣官房審議官）】

総務省の藤野でございます。資料3-2で御説明させていただきます。資料3-1はこれから見直すルールの話ですが、この資料3-2は現行制度を見直す前の時点の話であり、現行のルールをどう運用するかということについても透明性を確保しようといった話でございます。具体的には、外資規制に抵触している事案が見つかった場合にどうなるかということ公表しておこうという話でございます。

表紙をめくっていただきまして1ページ目を御覧ください。これまでの検討会において頂いた御指摘について触れてございます。透明性の確保が大事ではないかという御指摘や、手続は簡便性が求められるという御指摘、それから外資規制に抵触する事案があったときには取消しというのが手続上取られています。その前に一定の猶予期間といったものを設けて、違反状態を是正するようなことを促すことも必要ではないかといった御指摘を頂いたところでございました。これを受けまして、政省令の改正も含めて外資規制の見直しの議論を進めていただくとともに、どうしても現行のルールの見直しまではタイムラグが生じますので、現行のルールが運用される間、どのように適用されるのかを分かりやすくしようということが、本議題の趣旨ということをお説明してございます。

2ページ目を御覧ください。今年に入って見つかった外資規制に抵触していた事案について御紹

介してございます。東北新社の件は、そもそもの放送事業を行うための認定の手續において瑕疵があったという件でございました。フジ・メディア・ホールディングスの件は、その認定の手續自体には瑕疵がなかったんですが、事後的に外資規制に抵触するということが起こったといった事案でございました。具体的には、2012年9月から2014年3月末まで外資比率が20%以上であるということが起こったのですが、その後に抵触の状態は解消されていたといった事案でございました。

放送法の適用の話でございますが、事後的な外資規制の抵触については、抵触の状態が解消されていれば認定取消しの対象にならない。言い換えると、抵触の状態が解消されていなければ、外資規制は違法状態を是正するための制度であるので認定の取消しを行うことになるという理解の下、既に抵触の状態が解消されていたフジ・メディア・ホールディングスについては取消しを行わなかったというようなことでございました。右側の一番下で、昭和56年の内閣法制局の見解について触れてございます。これは当時の電波法についての見解でございましたが、取消しという制度が違法状態を解消して適法な状態にするための規定なので、その時点において違法状態がなければ、この取消しというのは適用されないということでございました。

3ページ御覧いただきまして、こちらが透明性を確保する目的で公表しようということでお示しするフローでございます。左から右に向かって、時系列に時間が流れていくフロー図となっております。外資規制への抵触という事実が起こり、それを総務省の担当において認知した場合にどうなるかということでございます。まず※印のところから御覧いただきたいと思っております。実際に外資規制に抵触しているということで取消しの手續を行う場合には、不利益処分ということになりますので、その名宛て人となる方の反論の機会を対面で与えなければいけないという聴聞手續が必要であり、また、総務省における事実認定や意思決定に係る手續が必要であり、こういった手續を行うのに、過去の事例等を踏まえると、原則として4週間以内の期間で対応することになるであろうと考えております。そうしますと、結果としてどうしてもタイムラグが生じますので、その間に外資規制への抵触の状態が解消される場合と解消されない場合があります。そういった場合に、こういった対応をするのかということでございますが、オレンジ色の枠はなおも抵触の状態が認められる場合でして、外見上、外資比率が20%以上と明らかに外資規制に抵触している場合や、一時的に抵触の解消の外見があるものの、かなり故意性があるということだと思っておりますが、またすぐに抵触の解消の外見が戻ってしまうようなことが明らかであるといった場合には取消しの対象になることを示してございます。

次に、水色の枠は、いろんな経緯、それから事業者における対応の状況に鑑みても、抵触の状態にないという場合には、取消し自体はありませんといったことを示しているものでございます。

4ページから6ページまでは、関係する条文を御紹介したものです。放送法と電波法の関係条文

にそれぞれ適用対象の書き分けがありますが、規定の内容は、この外資規制に関する欠格事由の条項、それから事後的に外資規制に抵触した場合の取消しに関する条文でございますので、御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

【森川構成員】

森川です。ありがとうございます。報告徴収は、どのぐらいのタイミングで行うのでしょうか。多分、資料3-2の3ページ目にあるフロー図は、将来的にも何となく踏襲されていくと思います。そうすると、オレンジと水色のどっちにどう分かれるのかという点について、報告徴収の間隔が長いと、ある程度恣意性がないように明確にしておかないといけないのかなとも思いました。タイミングは、1年に1回という認識でよろしいのでしょうか。

【事務局（岡井放送政策課企画官）】

今日の資料にはお示ししておりませんでした。また詰めていく事項として、その報告を頂く頻度を念頭に置いているところでございます。現在のところ、例えば1年に2回といったことも含めて考えているところではございますが、詳細は、これからの議論で検討してまいりたいと考えております。

【森川構成員】

分かりました。ありがとうございます。

【山本座長】

ありがとうございます。

今日御提示いただいた資料3-2は、現在の法制度の下ではこうなるということなのですが、今後この制度自体をどうしていくかということをお議論いただくこととなりますので、あくまで現行の制度の運用としてはこうなるということで、これについてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 議事(3)関係団体からのヒアリング（日本電信電話（株）、（株）QPS研究所、（株）証券保管振替機構）

日本電信電話（株）（黒田経営企画部門経営企画担当部長）から資料3-3に基づき、（株）QPS研究所（大西代表取締役社長）から資料3-4に基づき、（株）証券保管振替機構（富田株主通知業務部課長）から資料3-5に基づき説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【日本電信電話（株）（黒田経営企画部門経営企画担当部長）】

NTTの黒田でございます。ヒアリングの資料に沿って御説明を差し上げたいと思います。資料3-3を御覧いただけますでしょうか。

1ページおめくりいただきまして、まず当社に関する外資規制ということでございます。国の安全上の問題等を未然に防ぐ観点から、NTT法において、議決権割合の制限ということで、外国人等の議決権保有を3分の1未満に制限するという規定、あとは議決権の話ではありませんが、役員就任の禁止ということで、日本国籍を有しない人による当社及びNTT東西の役員への就任の禁止、当社の役員選任及び解任は総務大臣の認可事項といった規定が定められているところでございます。

2ページを御覧ください。外資規制の具体的内容ということで、議決権割合の制限という規定でございます。外国人等の議決権割合が当社株式全体の3分の1以上となる場合は、その超える部分を株主名簿に記載してはならないということで、議決権を行使できないような措置を講じる必要があるところです。この3分の1は直接保有と間接保有の2つを足し算したものになります。間接保有については後ほど御説明をさせていただきます。ただし、この下のグラフにありますとおり、外国人等の議決権割合が、これまで3分の1以上となった事象は発生しておりません。2015年に30%まで行きましたが、その後、徐々に落ちておりまして、今は2割余りということになっております。外国人株主の比率の増減については、資本市場の取引の結果ということで、その要因について当社がどうこう申し上げるような話ではないのですが、結果として分かっている内容といたしましては、外国人等の議決権比率が減った見合いは、日本の金融機関が増えているといった状況にあるということでございます。

3ページを御覧ください。ここでは、外国人等の間接保有について、NTTの場合どういう扱いになっているかということをお説明させていただきます。外国人等の議決権割合については当然、直接保有分に加えて、間接保有分として、当社の10%以上の議決権を有する日本法人・団体を通じて外国人等が間接保有する当社株式分を合計して算出することになっております。具体的な間接保有分の計算方法としては、①にございます、今申し上げた「10分の1以上の議決権を有する日本法人・団体による当社に対する議決権割合」に、②にございます「①の日本法人・団体の10分の1以上の議決権を有する外国人等による当該法人・団体に対する議決権割合」の合計を掛け算して算出します。右の下側に間接保有分の算出イメージを書いています。外国法人xというのは日本法人Aの株式を10%以上持っていて、yも同様に10%以上持っているというときは計算対象になりますが、外国法人zが日本法人Aの株式を10%持っていない場合は、このzの保有分については計算対象外ということで、今は「 $A \times (x + y)$ 」のパーセンテージをもって間接保有分としております。ただ、

現在のNTTの株主の中に、財務大臣を除いて10分の1以上の議決権を有する日本法人・団体がいるかと言われると、10%を超える者はおられませんので、現状は、この間接保有の計算は行われていない状況が続いているところでございます。

4ページを御覧ください。名義書換拒否の制度について御説明させていただきます。今まで実際に発動された事例はないのですが、外国人の議決権割合が3分の1以上となる場合は、その超えた部分について名義書換拒否を実施することになり、それを実施しなかった場合には、当社の職員または株主名簿の管理人が罰金を支払うよう命じられることとなります。法令に定める手順というものが、前回の第1回の会合の資料、総務省資料になりますが、そこに書かれている手順に従い、必要な場合は適切に対応していくこととなります。

引き続きまして、5ページを御覧ください。外国人等の議決権割合の公告ということで、外国人の投資家等の議決権を急に停止することになると、彼らも不利益を被ることになりますので、基準日、株主の権利行使ができるタイミングとして当社が定める日ですが、その基準日から14日前までに、外国人等の議決権割合がどういう状況になっているかを公告させていただいております。基準日は9月末、3月末ですが、その14日前に電子公告を行っているということです。また、例えば9月開示時は、直近の期である3月時点のデータを開示することも可能ですが、より公告の実効性を高めるといことで、現在は6月末のデータを使っています。ここは任意で、そう対応させていただいております。

最後、6ページでございます。外資規制に関する当社の考え方になります。当社としては、今後も法令に定められた規定に基づいて、外資規制を遵守していく考えでございます。ただし、規制を遵守していくためには、実務的に対応可能なものである必要があると考えております。現状、間接保有分については、実際には、日本法人で我々の株式を10%以上持つ人がいないので、現実の問題として直面している訳ではないのですが、間接保有分については、我々が当該日本法人に対して、その法人の株主の情報を個別に提供いただくよう依頼する形になっているため、どうしても限界があります。即ち、その情報の正確性等の担保は、当該法人・団体の対応に委ねられてしまいます。我々としては、今のルールのままでも特段支障はないところですが、もし情報の正確性を当社が担保しなければならないといった話になるようであれば、例えば、我々の株式を持っている日本法人や団体に対して、その法人や団体に対する外国人等の議決権割合について、しっかり正確な数字を出して報告してもらう仕組みを設けることが考えられるのではないかと考えております。必ずしも我々がそれを望むわけではないですが、正確性の担保という観点からの一つの案として、そういうことも考えられるのではないかと考えてございます。一方、そうした義務を課せない、或いはそうした報告義務を課したにもかかわらず、当該法人あるいは団体から提供された情報に誤謬がある可

能性も否定できないと思いますので、それら事情によって、本来やるべき名義書換拒否ができなかったとしても、当社が免責されるような対応をすることについて、可能であれば、お考えいただきたいところです。

以上でございます。

【(株) Q P S 研究所 (大西代表取締役社長)】

資料3-4を御覧いただければと思います。情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会ということで、株式会社Q P S 研究所の大西が説明したいと思います。

2ページ目、御覧いただければと思います。本日の説明内容としましては、まず簡単ではございますが、弊社の事業説明をした後に、弊社も属しています宇宙産業における電波法との関係と現状ということで説明した後に、最後に、電波法における外資規制に関する課題ということで説明していきたいと思います。

早速でございます。少し弊社の事業について説明させていただければと思います。3ページ目、御覧ください。弊社はQ P S 研究所ということで、九州に根づいた宇宙ベンチャーでございますが、宇宙ベンチャーはいろいろございますが、その中でも小型の人工衛星、かつ、この後説明しますが、小型のレーダー衛星といったところを事業のなりわいとしている宇宙ベンチャーでございます。4ページ目でございます弊社が実現したい世界ということでいうと、リアルタイムに更新されるグーグルマップを作っていくたいところが弊社の目指す世界でございます。

ただ、宇宙という分野では、いろんなものが簡単にできるのではないかとと思われるところはあるのですが、実際はできていないということで、少し補足説明します。今の地球を観測する衛星は、ほとんどカメラを使っているということで、カメラだと夜フラッシュをたけない、悪天候時に雲が邪魔するということで、大体75%が撮影することができていない状況です。また、リアルタイムに観測するためには、多量の衛星が必要でして、さらに衛星の値段は高いので、それを実現するためには多くの衛星が必要であり、莫大なコストがかかっています。

そういった中で弊社は、世界トップレベルの100キログラム級の小型レーダー衛星というものを開発して、これを実現していこうとしています。レーダー、SARと書いていますが、これで昼夜関係なく、天候に関係なく観測が可能です。レーダー衛星を100キログラム級と小型にしたので、従来の衛星がやっぱり数百億円かかり、これを複数で上げていくと莫大なコストがかかってしまいましたが、それを100分の1に抑えたということで、より低コストで多くの衛星を打ち上げることでリアルタイムの観測を実現することを目指しています。

7ページ目でございます。弊社は最終的に36機の小型レーダー衛星を打ち上げて、世界のほほど

こでも10分ごとに観測できる世界を創っていこうと考えています。

8ページ目でございますが、その10分ごとに観測する世界になりますと、例えば昨今、災害というものは昼夜問わず、天候問わず、場所も問わず発生している状況でございますが、その中でも、すぐにその状況把握ができて、迅速な対応をリターンするということに使える形態になってくると思います。

9ページ目でございます。10分ごとに定点観測ができるということで、これまでの衛星画像だと1週間に1回、1か月に1回の定点観測ということですが、10分ごとに見えるということで、これまで見えてこなかった車とか、船とか、はたまた群衆といった、そういった移動体の動きが見えてくるのではないかと考えています。また、微小変化抽出ということで、これはデータの特質ですが、干渉SARという解析の方法を取ることによって、物体の変化がミリ単位で分かります。これは、大規模インフラを持たれている方々が、老朽化が進むということで効率的に広い範囲を見ていこうといった中で、この方法が適用できないかということで、今現在、大規模インフラを持たれている方々と、いろいろと話を進めているところです。

10ページ目でございます。詳細は割愛しますが、これらの観測データは、AIを使った将来予測の一データ群として活用できるのではないかと考えております。

11ページ目でございます。こちらは弊社の資金調達の具合について説明しますが、2017年10月にSeries Aということで、23.5億円を産業革新機構様はじめ国内のベンチャーキャピタル様から出資いただきました。この資金によって、2機の小型のレーダー衛星の打ち上げと開発のための資金調達となっております。その中で1号機を2019年12月にインドのロケットで、2021年1月に2号機をSpaceXのファルコン9で打ち上げております。その後、画像取得ということも進めていまして、14ページ目がサンフランシスコの画像でございます。15ページ目が東京都の画像になりまして、少し技術的な話は割愛しますが、70センチの分解能を持ったレーダー画像というのを取得しており、私たちが確認する上では、国内の民間企業では初の、一番高い分解能の取得に至っております。

16ページ目でございます。弊社としましては、今まで2号機まで打ち上げております。2022年末までにプラス4機の小型レーダー衛星を打ち上げて1.5時間ほどの観測を、その後、資金調達の具合にもよりますが、2025年以降をめどに36機のコンステレーションを造って、10分ごとの観測をしていくといったことを目指しております。

17ページ目でございますが、今後、私たちの属しているこの宇宙産業がこういった形で進んでいくのかという市場動向を少し説明したいと思います。17ページの図は、モルガンスタンレーが2020年に作成した宇宙産業の市場動向です。棒グラフで見えています変位が世界全体の宇宙産業で、黒い点と線で示しているグラフは、その中で弊社が属する地球観測サービスの変位を表しています。

ここで見ていただけると分かる通り、世界全体の宇宙産業市場は、2021年現在でいうと約40兆円となっています。2040年には約3倍弱の110兆円まで超えていく大きな市場として予測されています。さらに、そのうち、私たちが属する地球観測サービス、黒い線で示しているところですが、これが2021年現在、3,600億円の市場規模ですが、それが2040年には8倍弱の2.8兆円まで、さらに高い成長率が見込まれる産業になっています。そういった中で、弊社も含めて、海外の宇宙ベンチャーとともに、この市場を取っていくべく切磋琢磨して、事業を進めているところでございます。そういった宇宙産業における電波法との関係と現状について、18ページ目で説明したいと思います。

私たちは始め、人工衛星をはじめとする宇宙機を打ち上げて世界中で運用すると申し上げました。弊社の衛星では世界中を見ることができますので、そういった中で、世界中で運用しています。そのためには、無線通信の利用というのが必須となってきます。我が国においては、人工衛星やこれと通信する地球局といった無線局を開設するためには、電波法による無線局の免許を取得する必要があります。少し補足しますが、世界的にも国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）というのもございまして、その中に無線通信規則（RR：Radio Regulations）というものがございます。そういった中で、ITUの場で、この電波の干渉が起きないということを確認するなどの国際調整を行った上で、この電波というものと衛星軌道というものを登録、ファイリングすることによって、結果として事業者が世界中で運用していくということにつながっていきます。もう一方、これまでいろいろと事業の説明の中でしていましたが、一般的に、宇宙ベンチャーはじめ宇宙産業の事業者というのは、そもそも人工衛星を造る費用も高いですし、それに乗るロケットの費用も高く、もちろんロケットを造る費用も高いといった中で、それぞれの事業を拡大するに向けては多額の資金が必要となってきて、国内外から資金を調達する必要があるということでございます。

そういった現状を踏まえて、次のページですが、電波法による外資規制に関する課題で何があるということを説明したいと思います。これは、これまでの検討会で示されているとおり、電波法では無線局免許を与える際の欠格事由として外資規制というものが課されております。弊社も利用する、この人工衛星局と地球局については、外国人等の占める役員の割合や議決権の割合が3分の1以上の場合、外国人等が代表者である場合には免許を与えないこととされています。一方で、先ほども述べましたとおり、宇宙産業というのはグローバルな市場であり、今後、宇宙ベンチャーはじめ宇宙産業の事業者が資金を調達する際には、上記の外資規制が足かせとなって、国外から調達が妨げられるということは結果として事業拡大の阻害になる可能性があるため、これらを考慮した制度として提供していきたいと考えております。ただし、これも特有と思いますが、弊社も含めて地球観測衛星が国家安全保障上の重要な要因であるということを鑑みて、国際能力の保持や技術保

護・情報保護の観点から適切な規制は必要であると考えており、この点は、この検討会でも述べられています外為法の規制が当たるのではないかと考えております。

以上となります。ありがとうございます。

【(株)証券保管振替機構(富田株主通知業務部課長)】

証券保管振替機構の富田と申します。当社は、社債、株式等の振替に関する法律に規定される振替機関の業務を行っている法人でございますが、本日は、当社が上場株式等の振替業務といたしまして運営しております、株式等振替制度という制度における外国人保有制限銘柄の取扱いについて御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料3-5の1ページを御覧ください。こちらでは、株式等振替制度の概要を記載しております。主な特徴の6点を、このページの上部のところで記載しております。下の図のところでは、株式等振替制度に関わる関係者のところをまとめた内容としております。当社は、この証券会社等の口座管理機関と上場会社との間に位置しております。口座管理機関から通知された情報を上場会社に通知するほか、逆に上場会社から通知された情報を口座管理機関に通知するという業務が主なものとなっております。いわゆるハブの役割を担っているものでございます。そのため、当社が単独で何らかの情報を取得するというものではなくて、口座管理機関や上場会社のところで取得した情報や処理の内容について、当社で何か確認をできるような役割を担っているものでもないというところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらでは、当社が総株主通知等の準備行為と致しまして、あらかじめ口座管理機関から通知を受け、加入者情報と呼ばれるものの管理のフローを記載しております。左端にある加入者から右端の上場会社に向かって流れていく記載となっております。具体的には、口座管理機関が口座開設の際に確認しました顧客の氏名、住所等の情報を加入者情報として当社に通知してもらいます。当社は、他の口座管理機関から既に通知されております、加入者情報の内容と同一人物と判定される場合には、名寄せ処理を行います。この名寄せ後の内容を上場会社に通知するための株主の情報として登録をしております。これらは全てシステム処理によるものとなっております。こちらのデータベースを使っているのですが、これらの取扱いにつきまして外国人等がどうなっているかというところについては、直接外国人等と間接外国人等の2つに分けております。直接保有分と間接保有分という形で分けていると思っただけであれば結構でございます。システムで処理する加入者情報で通知する対象は、この直接外国人等になっております。間接外国人等は、システム処理ではなく、別途書面による通知となっております。口座管理機関から当社に情報を通知してもらいまして、その情報を当社が上場会社に通知するという面での

流れは同一になります。単に通知の方法が異なるということとなります。なお、このフロー図のところでは記載は省略させていただいておりますが、外国人等保有制限銘柄に該当する上場会社が、当社から通知された株主の外国人等の情報に相違があると認識した場合には、当社に対しまして外国人等の情報を照会するデータを通知する仕組みもございます。

続きまして、3ページを御覧いただけますでしょうか。こちらでは、特定の日時点の全ての株主の情報を上場会社に通知します、総株主通知の内容を記載しております。総株主通知として通知対象となる日については、このページの上部のところに記載をしております。下の図は総株主通知のフローを説明しているものでございます。流れとしては、総株主通知で通知すべき株主の保有株式数等の情報を口座管理機関から当社に通知してもらいまして、当社は、2ページで御説明いたしました加入者情報の名寄せ状況に基づきまして、合算後の株式数と株主の情報を上場会社に通知します。この際、通知対象の上場会社が、この外国人等保有制限銘柄に該当する場合には、通知する株主情報の中に外国人等の該当情報も含めて通知をしております。上場会社は、当社からの総株主通知の内容に基づきまして株主名簿の更新を行うこととなりますが、外国人等の保有制限銘柄に該当する上場会社において株主名簿の書換えを拒否しました外国人等がいる場合には、拒否した対象者と拒否対象の株式数等の情報を当社に結果として返していただきまして、当社は通知された株主の対象となっている口座管理機関に、その通知された内容を通知するという処理のところまで行っております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらでは、株主が少数株主権を行使する場合の個別株主通知を記載しております。図に記載しております数字が処理の流れとなっております。口座管理機関は株主からの個別株主通知の申出を受けた場合には当社に対して取次ぎを行いまして、当社は名寄せ状況に基づいて株主の口座を開設している他の口座管理機関に対しまして、この個別株主通知に係る株式数の報告を依頼いたします。口座管理機関から株式数等の報告を受けました当社は、合算後の数量と株主の情報を個別株主通知として上場会社に通知いたします。口座管理機関に対しましても、個別株主通知が上場会社に行われましたよという旨を通知しますので、最終的に、その個別株主通知が行われた旨というのが、口座管理機関を通じて株主に対して伝えられる形になります。その連絡を受けました株主は、最後、7番目のところになりますが、上場会社に対しまして少数株主権を行使するというのがフローでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。ここからは参考資料という形でさせていただいております。このページでは、総株主通知や個別株主通知において通知されております情報のうち、株主の属性に関するものを記載しております。個人・法人区分と非居住者区分というのは、実務面のところで利用して設けている項目でございますが、その他の項目は、この上場株式等の権利の帰属が定

まる法定帳簿である振替口座簿の記録事項として法令で定められたものとなります。

最後となりますが、6ページを御覧ください。こちらは口座管理機関と外国人保有制限銘柄である上場会社との合意に基づきまして、口座管理機関から通知されました外国人等が保有する株式数と直近の総株主通知における情報というのを当社のホームページで公表しているものです。なお、ここを出している情報でございますが、外国人の保有比率に関しましては、各上場会社が、それぞれの根拠法に基づいて計算しているものでございまして、根拠法が同じであれば集計方法も同じということになります。

当社から御説明させていただく内容は以上となります。ありがとうございました。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。各法人から御説明いただきまして、非常に勉強になりました。ありがとうございました。御質問させていただきたいのはQ P S様、それから証券保管振替機構様でございます。

Q P Sさんのお話を聞きまして、非常に資金が大変だなということを実感した次第です。それで、教えていただきたいのは、外資規制のガバナンスという点で、どのように管理をされているのか。最後の方で、資金需要等を考慮した運用を求める御意見を頂いておりますが、恐らく間接出資の規制がないので、それほど負担がかかっているようなものではないと思っておりますが、例えば管理が煩雑であるとかといった事務的な御苦労等があれば教えていただきたいと思っております。

それから、Q P S様に引き続きもう一点ですが、宇宙関連ということで、外為法上の指定業種になられていると思うのですが、それで何か意識されていることがあるかどうかも教えていただければと思います。なければ、ないということで結構かと思えます。

次に、証券保管振替機構様にも教えていただきたいのですが、資料の5ページのところ、株主の属性情報の中に様々な法律に基づく外資規制についての情報提供や管理をされているということが掲載されていたのですが、放送法やN T T法、航空法といったものがある中で、電波法については特になく見受けられるのですが、ないということよろしいのかどうか。また、電波法について属性情報に入れていない理由も教えていただければと思います。

以上でございます。

【(株) Q P S研究所 (大西代表取締役社長)】

Q P Sの大西でございます。御質問いただき、ありがとうございます。ビジネス上のことでもあるので、弊社というところというよりも、一般的に宇宙ベンチャーというところで発言させていただければと思うのですが、ガバナンスに関しては確かに、弊社として今、外国の方々から出資をい

ただいているというところではないので、なかなか詳細に、どう難しいかというところは、ここで発言しづらいのですが、一般的には、決められた範囲の中で実行していく上で何か煩雑さを伴うというところはないのではないかと考えております。

もう一方で、外為法ということで一つ、弊社も特定事業で指定受けている分野でございますので、ここは基本的には宇宙ベンチャーというところにくるのかと思うのですが、やはり投資を受けている関係上、何かしら、そのベンチャーキャピタルの方々に対して出口を示していくというところもございます。その中で、いろんな選択肢がございまして、もちろん上場というのもありますし、M & Aというものもございます。そういった中で一つ、上場という場合、外為法が見えてきますので、その中で関係する方々と議論をしながら、どう解決するかというところを見定めていくというのが、この外為法に関する対応ということになります。ということで、個別というよりも全体の一般論として述べさせていただきますが、このような形で回答とさせていただきます。

【大谷構成員】

ありがとうございました。

【(株)証券保管振替機構(富田株主通知業務部課長)】

証券保管振替機構の富田です。頂きました御質問への回答ですが、まず結論から申し上げますと、電波法に関する取扱いが、根拠法である社債、株式等の振替に関する法律で規定がないというところが理由でございまして、当社が取り扱う上場株式等の場合、いわゆる株券が発行されず、法令で定められる法定帳簿である振替口座簿に記録されることが権利の帰属という形になりますが、この振替口座簿の内容で記録すべき事項といたしまして、氏名や住所、持っている株式の銘柄や銘柄数といった基本的な情報に加えて、放送法とNTT法、航空法の3つの法律のところに規定される外国人等に該当する場合にはその旨というのも記録事項のところでは定めがございまして、電波法については、その規定に含まれていないというところが、こちらの御覧いただいたページのところに入っていない理由という形になります。

【大谷構成員】

どうもありがとうございました。限定列举ということなのですね。承知いたしました。

【根本構成員】

ありがとうございます。QPS様には2つ質問がございまして。宇宙事業について大変資金のニーズがあってグローバルな事業というのは分かったのですが、実際にビジネスの上で外資からの資金が規制によって受けにくかったという実例が出ているのか、それは何か将来の御懸念で言っているのか、かなり現実的な問題としてあるのかというのが1つです。また、最後のプレゼンで

も触れていらしたのですが、セキュリティ上の懸念に關しまして、電波法上の今の規制を本当になくしてしまった場合、それでセキュリティ上の御懸念というのはないのか。その辺りの御意見を伺いたいと思いました。

証券保管振替機構様ですが、前回ヒアリングをした際に、民放連の方では、外国人の間接出資を把握することが事実上困難ですということがあったのですが、例えば日本法人さんの外国人株主について、誰とは特定しなくても、御社の持っている情報から、外国人出資比率みたいなものを教えていただくみたいなことは可能なのでしょうか。また、今、上場企業さんに関して外国人の保有比率を公開されていて、大変それは役に立っていると思うのですが、議決権比率等も含めて、企業とか官庁さんに、そういう情報を依頼ベースで提供されるというようなことは可能なのかというのを教えていただければと思います。

【(株) Q P S 研究所 (大西代表取締役社長)】

御質問ありがとうございます。まず1点目なのですが、事例ということで、先ほどと同じように、私もビジネス上のことなので、他社について深く、ここで発言するということも難しい中で、一般論という形になるのですが、制約を受けていることも実態としてあると思いますし、今後、その制約というのがより広く出てくると考えています。そのような形で、今後、より広く、この制約が受ける事例が出てくるのではないかと考えています。

2点目に関してですが、この外為法を含めたセキュリティ法上でいうと各国いろんな規制がある中で、電波法で見ると各国では撤廃されていくということも鑑みます。なので、国内の電波法に関して、ここが国外と同じようになることに関して何か懸念というところは今のところ、私の中では、ないのではないかと考えています。ただ、資料に記載もしたとおり、安全保障上、重要な分野ではございますので、その点では、きちとした規制が必要だと思っています。

もし御質問に添えてなければ申し訳ないですが、これで回答とさせていただきます。

【根本構成員】

ありがとうございます。

【(株) 証券保管振替機構 (富田株主通知業務部課長)】

証券保管振替機構の富田です。頂きました間接出資に対する当社における確認や、議決権比率等の公表という2点頂きましたが、御回答内容としては同じようなものになりますので、共通して御回答させていただきます。当社のところでは、持っている情報というのが、口座管理機関が確認した情報や、上場会社が確認した情報というのがあるのですが、取るところで確認した情報を通知してもらって、それを中継地点として持っているということが実情でございまして、当社で直接、いわゆる株主に関する方たちと接点があり、やり取りするというところが実態にないところが現状

でございます。そのため、御質問のところで頂きましたような情報について、当社で何かできる場合ということで仮定しますと、例えば株主と接点がある口座管理機関や、上場会社のようなところから、今と同じように、情報が当社にありますから、通知して集めるというようなことができれば、何かしらおっしゃったようなことができる可能性はあるのかもしれないのですが、当社のところで、御質問にあったようなものを直接、何か単独でできるかということについては難しいのではないかとということで認識をしております。

【山本座長】

ありがとうございました。事務局で、Q P Sさんの回答を補足させていただきますということで。事務局の方お願いいたします。

【事務局（野崎電波部長）】

電波部の野崎と申します。先ほどのQ P Sさんの御回答に関して補足させていただきます。

まず、電波法の外資規制は、これまで必要性に応じて随時撤廃してきているのですが、Q P Sさんに御紹介いただいた人工衛星局や地球局につきましては、電気通信業務に使うものは撤廃されていますが、Q P Sさんが言われたような地球観測に使う場合の無線局は外資規制が残っております。Q P Sさんのプレゼンの中でもありましたが、

一般に人工衛星については、その軌道位置や使用周波数は、国際的に、各国の通信事業者等の先願主義による登録が行われており、先発の事業者に登録されてしまった軌道等は、後発の事業者が使えないことも考えられます。また、近年、海外の巨大IT企業では、1社で数千機も衛星を打ち上げ衛星コンステレーションを構築し、これらの人工衛星を日本の上空にも飛ばして衛星サービスを提供することが検討されています。

こうした中で、先ほどありましたように、無線局の外資規制があることによって、例えば外国からの資金調達等ができず日本で宇宙ベンチャーを起業できないような状況では、そういう巨大IT企業に軌道を押さえられてしまうことや、諸外国では既にこうした外資規制は撤廃されているので、そもそも海外で起業して衛星を打ち上げて無線局免許を取って日本もカバーすることも想定されます。先ほどQ P Sさんがおっしゃったのは、そういう企業流出に対する御懸念と考えております。国内法の規制の観点だけではなく、国際的な権益確保の観点についても考慮していただきたいという御意見だと考えております。

【森川構成員】

皆様、御説明いただきありがとうございました。勉強になりました。質問とコメントは、Q P S研究所の件です。外資規制がS A Rにも関わるということのは全く把握しておらず、とても勉強にな

りました。ありがとうございます。

質問は、これテクニカルな質問で、今回とは関係ない質問ですが、衛星36機の衛星高度はいかほどかというのが質問です。

コメントと総務省へのお願いになります。今、野崎電波部長が言われたことに対する補足をさせていただきます。宇宙産業の皆様方も御案内のとおり、国際競争力強化の観点からも、我が国として、やっぱり前向きに考えなければいけないと思っております。そもそも宇宙産業というのは資金調達が国内だけでは十分できないかもしれない。そういう場合に外資規制が投資の足かせになったら、今、野崎電波部長が言われたように、外国から免許を受けるという可能性があるなと気づきました。この話は、別の例でいうと、租税と同じような感覚でして、ほかの国に逃げてしまう可能性があると思います。衛星は国際調整がなされるものですので、日本の権利とも捉えることができるので、できれば、個人的に、Q P Sさんには日本に残っていただきたいと思っています。以前だと、例えばボーダーフォンといった電気通信業務の用途で使用される無線局に関しては外資規制が撤廃されておりますので、今回を契機に外資規制を外すという方向も、ぜひ総務省の皆様方にお考えいただけるといいなと思った次第でございます。影響度合いとしては、Q P SさんがやられているようなS A Rよりも電気通信業務の方が圧倒的に社会に与える影響が大きいにもかかわらず、そちらがもう撤廃されているということですので、衛星に関しては、撤廃の方向を、ぜひとも前向きに検討していただきたいというのを、大西さんのお話を伺って思いました。

以上でございます。

【(株) Q P S 研究所 (大西代表取締役社長)】

コメントを頂き大変ありがとうございます。質問に関しては、弊社の衛星が今稼働しているの、大体、高度500キロから600キロメートルの間です。これは、先ほど少し補足いただいた他のI Tベンチャー、巨大ベンチャーが構築している通信網、この辺りも近いところで存在している領域でございます。

【森川構成員】

ありがとうございます。

【神保構成員】

ありがとうございます。たくさんの先生方が御質問されていて、重なってしまっている部分もあるかもしれないのですが、証券保管振替機構様に御質問がございます。スライド2ページ目の下の方で、間接外国人等については口座管理機関からの総株主通知、個別株主通知の際に、別途、所定の書面を通知してもらい、上場会社に通知しますということで、システム上の処理ではない別途の書

面通知という方法で通知をされているということだったのですが、この通知というのが、この属性情報で管理をされている外国人の保有制限銘柄の会社さん宛てだけにされているのかどうか教えていただきたいと思います。

また、先ほどの根本先生からの御質問とも重なってしまうのですが、実は日本法人であるが外資系という会社からどれくらい持たれているのかというのは、外為法の規制との関連でも、一般の上場会社さんが結構気にしていて、どうやって判断をしようかというところが悩ましいところだと感じています。そういった判断の材料として、上場会社からの問合せがあれば、保振として保有している情報としてはこうですよという回答を、問合せをすれば回答いただけるものかどうかという辺りを教えていただきたいと思います。

あと、民放連さんやN T Tさんの発表の中でも、間接保有分についての確認というのは難しいと、会社様としては思われていらっしゃるようでしたので、今のような制度が、どれくらい周知されて利用されているのかというところが気になった次第です。お願いいたします。

【山本座長】

ありがとうございました。庭野構成員からも証券保管振替機構様に御質問があるようですので、頂いてから、お答えをいただくことにしたいと思います。それでは庭野構成員、お願いします。

【庭野構成員】

庭野です。私からの御質問というのが、今までのお話をお伺いしているところからすると、証券保管振替機構さんで直接は把握しておられない情報ということになるのかもしれないのですが、挙げていただいております航空法や放送法、N T T法の適用を受ける事業者以外の発行者に関する外国人株主の把握につきまして、有価証券報告書等を見ますと外国人株主等という欄があります。ここに外国法人と外国個人株主という欄があって、ここへ人数と保有、所有株式数を書くということになって、皆さん、それで報告はしていらっしゃるのですが、果たして、その把握に証券保管振替機構さんで関与していらっしゃるのか、それとも各上場会社やそこが使っている株主名簿の管理機関が独自に集計しているものであって、保振では関知していない情報なのかというのをお聞きしたいと思います。

【(株)証券保管振替機構(富田株主通知業務部課長)】

では、初めに頂きました、まず2つの質問に対してでございます。この外国人区分の情報については、それぞれの根拠法に該当する上場会社に通知するときのみ使っている情報でございます。なので、例えば、こちらで外国人区分、N T T法とございますが、こういった区分の情報を使うのは、あくまで当社間の通知先がN T T様のときのみ、その対象の株主が外国人に該当するか否かという情報をおつけする形になりますが、その根拠法に該当しない他の会社の方には、設定内容として

は外国人対象銘柄ではありませんという、いわゆる対象外ですという旨を一律セットする形だけになります。そのため、ここの3つのところに関連する上場会社様だけに対してお渡しする情報という形になっておりまして、ここに該当しない方には何も、これに関する情報は行かないというものでございます。こちらについては、先ほどの御質問の別の質問のところ、このやり取りする情報というのは、振替口座簿という法定帳簿の記録が対象になっているということで申し上げましたが、あくまで、この外国人区分というのは、この3つの法令に基づくものに該当するか否かというものでございますので、関係する方に通知するときのみつけているというところでございます。

当社に対しまして何か確認等をいただければ別の情報が得られるかというところの質問でございますが、こちらについては、総株主通知等で、この株主情報としてお渡ししている情報ぐらいでございますが、逆にお渡ししていない情報ですと、個人の方の生年月日も持っているのですが、実際、外国人の判定かどうかというところでは使える情報ではないと思っておりますので、御照会いただいても、役に立ちそうな追加の情報をお渡しできるものが持っているかどうかという、持っていないというところでございます。

最後に、庭野様から頂きました御質問への回答でございますが、当社のところに関与しておりますのは、この総株主通知において、特定の日時点の全株数の情報をお知らせするというところまでとなっております。御紹介にありました外国人の保有の集計のところですか実務のところについて、当社のところでは何か関与しているかという、そういったことはないというのが回答でございます。

【庭野構成員】

証券保管振替機構様に続けてなのですが、いわゆる信託銀行ですとか、カストディアンといった株主が大株主であることも多いと思うのですが、そういった方々については外国人という区分なのか常に日本人なのか、振替口座簿上の扱いというのは、どのような感じなのでしょう。

【(株)証券保管振替機構(富田株主通知業務部課長)】

今の御照会につきましては、実際には対象となる信託財産ですとか、御照会の口座の開設している口座管理機関のところでの登録内容次第になっておりまして、この振替口座簿という名義上のところでは、信託財産の場合はその名義が登録されているだけでございまして、名義人の裏側にいる委託者、最終投資家に関する情報というのは、振替口座簿では記録はされておきませんので、当社の総株主通知でも全く出てこないという扱いになります。なので、一律、外国人区分とかがこういった登録になっているのかというところの詳細な情報までは把握していないのですが、各口座開設先のところでの管理次第になっているというところが実情でございます。

【庭野構成員】

すなわち振替口座簿上の外国人区分は、空欄という感じになっているということでしょうか。

【(株)証券保管振替機構(富田株主通知業務部課長)】

実務的な話になってしまうのですが、処理上は該当するかしないかというどちらかで内容で登録する形になっておりますので、そういった面では外国人に該当するというような確認がされていない内容となっていれば該当しないというステータスで登録がされているものになります。

【庭野構成員】

分かりました。ありがとうございます。

(4) 議事(4)「第2回会合までに挙げられた外資規制に関する主な意見(放送分野)」

事務局(鎌田国際放送推進室長)から資料3-6「第2回会合までに挙げられた外資規制に関する主な意見(放送分野)」に基づき、説明が行われた。なお、具体的な説明及び質疑等は、次のとおり。

【事務局(鎌田国際放送推進室長)】

事務局でございます。それでは、資料3-6につきまして御説明を申し上げます。

先ほど先生からお話しいただきましたとおりでございますが、次回の第4回以降では論点整理を予定しております。今後、全体の取りまとめに向けた議論を進めていく予定でございます。前回の第2回と今回の第3回では関係事業者からのヒアリングを行ってきたところでございますが、次回、論点整理を行うこととなりますので、先生方に御議論いただく場を設けたという次第でございます。資料は、これまで出てきた意見をまとめるような形で用意したものでございます。具体的には第1回、第2回までに頂いた構成員からの御意見や、関係団体からのヒアリング等で挙げた御意見について、第1回の事務局資料におきまして提示させていただきました5つの論点に沿って事務的に整理したというものでございます。なお、第2回で放送内容を中心にヒアリングさせていただきましたので、放送内容の御意見が中心となっております。

それでは以降、簡単に資料に沿って概要を御説明させていただければというところでございます。

1ページおめくりいただきまして、論点1:外資規制を適用する事業・分野でございます。こちらにつきましては、情報通信分野全体につきまして放送、通信、そしてその他無線局と区分した際に、おのおのの外資規制の規律の現状についてどう考えるかということをお議論いただくところでございます。その際の着眼点としましては、外為法との関係、すなわち指定業種となっているものとコア業種となっているものの規律との関係や、外為法では所有割合を中心にしている一方、放送法等の業法では議決権に着眼して見ているといったような規律の違いにつきまして、どのような形で現状を整理していくかということがポイントになるかと考えているところでございます。

右側でございますが、構成員からの主な意見というところでございます。今まで出てきた意見を抜粋したというものでございます。具体的に申し上げますと、例えば大谷構成員から、認定取消し等の担保措置との関係で、外為法の外資規制と重畳的に放送法等の各法での規制をそれぞれの法目的に照らして行ってきたところ、こういった必要性には合理的な理由があるのではないかという御意見を頂いているところでございます。そして、神保構成員から、外為法については投資家自身が届出をし、そして審査を受けるといった立てつけの制度であるのに対し、放送法等については事業者の規律といった形での立てつけという違いがあるのではないかという御意見を頂いているというところでございます。そして、通信事業につきましては、外為法において指定業種のコア業種としてなっているというところでございますが、公共性や公共の秩序といった観点にとどまらず、国の安全のサイバーセキュリティの観点から非常に厳格な審査が行われている点については、電気通信事業法には外資規制の規律がなく、外為法の個別の投資家別のアプローチを受けるという形になり、国の安全の観点から懸念があるような投資家の影響を受けることとならないか、サービスの影響を受けないかといった形で審査されていくということになりますので、それはそれで外為法の方から審査を受けるという意味では、よいのではないかと理解しているというような御意見を頂いているところでございます。

2ページ目、3ページ目は参考の資料として補足でございますので、説明を割愛させていただきます。

続きまして、4ページ目が論点2：外資規制の具体的内容でございます。今回ですと放送法に特化した形になっておりますが、先ほど見ていただいた放送、このうち衛星、地上、そしてソフト、ハード、様々な形で、またさらに細分化されるということになります。それぞれにつきまして、例えば議決権が20%未満であったり、そして議決権が3分の1未満であったりとかと、幾つかの状況によって分かれているというような状況になっております。これを、できる限り図示したのが4ページ目でございます。

5ページ目が、それにつきましての関係団体や構成員からの主な意見というものでございます。まず民放連からの御意見でございますが、規制の趣旨は妥当というところで、全体としての御意見を頂いているということでございます。その下の3つ目でございますが、先ほどからも御議論いただきましたが、間接出資につきましては正確に把握することはなかなか事実上困難という大きな問題が存在するといった現状の御意見を頂いているというところでございます。一方で、構成員の主な意見では、例えば大谷構成員から、事業者ごとに必ずしも別にそろえればよいものではないということで、事業者の特性に応じて場合分けされていることもあるのではないかというような意見を頂いているところでございます。

6 ページ目は、コミュニティ放送の関係でございます。コミュニティ放送協会からの主な意見でございますが、基本的には外資規制の趣旨に賛同するということで、前提条件として、こちらも受け入れているということでございます。ただしでございますが、例えば外国人が多く住んでいる地域では、直接出資とか間接出資に関する規制とか役員規制が、もしかしたら将来的に支障が出てくる可能性があるので、緩和とかがあれば、それを要望したいというような御意見を頂いているところでございます。

続きまして、7 ページ目でございます。こちらは衛星の関係でございます。こちらにつきましても、関係団体からの御意見からでございますが、現在の内容で問題ないという意見が大半であり、現状どおり間接出資を導入してほしいという意見は当然ないというところでございます。一方で、一部事業者からでございますが、有料放送等については適用外としていただきたいという意見もあったということでございます。構成員からの主な意見でございますが、ソフトにつきまして、神保構成員から、中立的な放送内容を心がけているということさえ決まっていれば、全般的な不要ということも考えられるのではないかとというような御意見を頂いております。また、大谷構成員から、ハード面につきましては放送設備の保有者があり、事業の休廃止が外資規制のない世界で発生した場合には多大な影響を及ぼす可能性があるというところからすると、現行レベルでの外資規制は必要ではないのかといったような御意見を頂いているところでございます。こういった現状の区分についてどのように考えるかということ、引き続き御議論いただくことになるのかと考えているところでございます。

8 ページ目は、会社法における主な議決権割合と権利の内容ということで、こちらも参考資料として載せているものでございます。

続きまして9 ページ目でございます。論点3：外資規制の担保措置ということで、こちらにつきましても2つのフェーズに分けて整理しております。1つ目としましては、まず事業者で対応できるという観点での事業者等による補完措置というところでございます。具体的には名義書換拒否制度や、間接出資といった場合には議決権制限制度といった制度があるというところでございます。

10 ページ目が、これに対する御意見でございます。関係者団体からの主な意見ということで、民放連から、議決権の制限や名義書換拒否制度という形で、しっかり確保されて、担保されているのではないかと御意見を頂いているところでございます。構成員からの主な意見ということで、神保構成員から、議決権は会社法上非常に重要な株主の権利であって、それを奪うというのはかなりドラスティックなものということで、これは外為法だけではとてもできないというもので、放送法の意義というの御意見を頂いているところでございます。

11 ページ目は参考でございます。

12ページ目が論点3の2つ目でございます。次は事業者の枠を超えた形で、今度は行政によって対応するというフェーズでございます。こちらにつきましては、現状で申し上げますと、必要的取消しということで取消し処分のもと、間接出資については、なかなか把握ができない場合というときもございますので、取消猶予というのが現状で措置があるところでございます。

13ページ目が、それに対する御意見でございます。まず関係団体からの主な意見でございますが、全体としては同じような意見でございます。例えば民放連から、視聴者や社会に多大な影響を及ぼすおそれがあるということで、放送を継続しながら違反状態を是正するような制度が適切ではないかというところでございます。2つ目でございますが、当然、だからといって、別に猶予されるから違反してもよいという認識ではなくて、条件を満たさない場合には、いずれ認定が取り消されるものと考えべきといったような御意見を頂いているということでございます。構成員からの主な意見でございますが、神保構成員から、一定の猶予期間を設けて、その期間に違反状態を是正するように促し、それでも違反状態が是正されないような場合に取消すような仕組みを設けているという意見になっているところでございます。

14ページ目が衛星関係でございます。こちら先ほどの民放連と同じような意見でございます。即時の認定取消しは避けるべきといったことや、あと視聴者保護の観点から、継続できる仕組みも考えていただきたいというような意見が出ているところでございます。このような形で、全体として猶予みたいなものを設けてほしいというところではございますが、そういった場合に、猶予の具体的内容をどう考えていくのかというのが論点となってくるかと思われま。

続きまして15ページ目でございます。論点4：外資規制の実効性確保ということで、まず提出資料の内容というところでございます。こちらにつきましては冒頭、事務局から御説明しました資料3-1ということで、提出資料を整備していくということで、政省令改正という形で今進めているというものでございます。それに呼応するような形で、関係団体からの意見としましても、実情を踏まえた配慮が必要ではないかといったことや、フォーマット、ガイドライン、指針、そういったメルクマールのようなものをちゃんと示してほしいといった御意見が出たというところでございます。構成員からの主な意見でございますが、例えば、森川構成員から、全体を通した御意見で、透明性を高めるような取組が必要ではないかといったこと、大谷構成員から、事業者にとってもワンストップ的に審査を簡便にしてほしいというニーズがあれば、ある程度耳を傾けていく必要があるのではないかとしたこと、審査担当者についても必要な情報が簡便に見えるような、全体として効率化できるような仕組みを考えるべきだというような意見が出ているところでございます。関係者団体の主な意見でございますが、民放連から、漏えいリスクから株主名簿の提出を必要としない制度が望ましいという意見が出ている一方で、神保構成員から、株主名簿としては証拠書類として求める

ものということであれば最も適切ではないかというような御意見を頂いております。

衛星につきましても、ほぼ同じような意見ですので、割愛させていただきます。

17ページは、先ほどの資料3-1の関連の、その第2回での資料という形となります。

18ページ目は論点4：資料の提出頻度でございます。その内容につきまして、先ほどの議論でも森川構成員から御意見を頂きましたが、こうした資料をどういった頻度で求めていくのかといったのが次の論点となってくるというところでございます。こちらにつきましては、関係団体の主な意見でございますが、コミュニティ放送協会から、事務的には報告頻度の低減を要望しているというところがございます。まだ、それほど大きな意見は出ておりませんが、どういった頻度で行っているのかというのが検討していく必要があるのではないかとこのところでございます。

最後、19ページ目でございます。論点5：外資規制の審査体制というところでございます。今まで申し上げたようなこの仕組みを実効性ある形にしていくためには、関係者の体制整備が必要になってくるというところがございます。こちらにつきましては、構成員からの主な意見というところがございますが、大谷構成員から、総務省の事務体制を高度化していくことによって実効性を高めていく取組ということで、これはぜひとも必要ではないかといった御意見が出ているという形で、関係者全体での体制整備が必要になってくるというところであるかと思っております。

主な資料の御説明は、以上となります。これらを踏まえまして、より詳細に検討する点とか、まだ御議論が出ていない、議論、出尽くしていない点など、お気づきの点について御意見を頂ければと思います。何とぞよろしく願いいたします。

【大谷構成員】

日本総研の大谷でございます。事務局には丁寧に、これまでの議論も整理していただき、ありがとうございました。

それで、特に新しい論点ではないのですが、資料で申し上げますと、13ページ辺りの神保構成員の御意見に賛同しております。やはり、特に間接出資のところなのですが、一部の事業者に対しては取消猶予の仕組みが現にありまして、放送法第103条第2項や電波法第75条第2項に違反する事態になったときに、その状況やその他の事情を勘案して必要があると認めるときには、期間を定めて、その認定を取り消さないことができるという規定がありますので、間接出資の場合には、各事業者が自分自身のコントロールできない事情で違反するという事も生じますし、先ほどのヒアリングの過程でも、NTT様からお話があったように、間違えた報告が来るという誤謬のケースもあって正確に把握することが大変難しいのと、リアルタイムに把握する手段も持っていないということを考えますと、特に間接出資の場合には、認定放送持株会社も含めまして、そこに特例を設ける必要

はないと思いますので、認定取消しに至る取消猶予の制度というのは、ぜひ導入すべきではないかと思っております。もちろん事業者側の都合だけではなく、その免許の取消し、認定の取消しということが生じた場合には、放送の受容者である視聴者等にとって計り知れない影響が生じ得るということを考えますと、ぜひとも早期に実現しなければいけない制度ではないかと思っております。

併せて、その取消猶予の仕組みを直接出資にまで設ける必要があるかどうかについては、基本的には間接出資の場合と違いまして、自身でコントロールできないケースは極めて少なく、間接出資だったところが直接出資に成り代わるというようなケースぐらいしか考えられないのですが、うっかり計算ミスということが皆無かということ、それもそうではないのかもしれませんが、直接出資についても一旦、取消猶予の仕組みの要否については議論しておくべきテーマではないかと思っております。

ついでに、せっかく発言の時間を頂いたので、コミュニティ放送についても申し上げたいと思っております。資料ですと18ページの辺りかなと思っておりますが、人手が足りないという御説明をヒアリングの際にもお話しいただいたと思うのですが、実際に人手が足りないのも事実だと思っておりますし、外資規制違反が生じた場合の社会的影響というのは直ちに大きなものとはなりにくいかなと思っておりますので、報告の頻度というのを低減するとか、あるいはそれに伴って、取消猶予のような措置を講じる場合の猶予期間といったものも少し長期に設定するというのも考え得るのではないかなと、取りあえず頂いた資料を見ながら感じましたので、意見として述べさせていただきました。

ひとまず以上でございます。

【森川構成員】

ありがとうございます。2つほどコメントさせてください。

1点目は、論点にもありました総務省での審査体制の論点がございましたが、それと併せて、ぜひ事業者側にも、これに向き合えるような体制をしっかりと整備していただきたいというのが1つ目です。

2点目は、この報告の仕方に関してですが、PDFでのやり取りを考えられているようであれば、もっとデジタルのデータの活用という視点から、この機会にデータのやり取りというような仕組みをお考えいただければと思っております。データがきちんと集められるようになれば、経年変化があっても、全てのデータとして容易に活用することが将来可能になります。デジタルとなれば総務省ですので、ぜひデータというものをやり取りできるような仕組み、それもお考えできればというお願いになります。

以上です。

【根本構成員】

ありがとうございます。まず外資規制の具体的内容や現在の状況については、それほど大きな転換が必要だとは思えなくて、ここにある御意見もそうでありますが、外為法の規制とは、若干、制度やいろいろ論点が異なるもので、十分根拠もあると思いますし、いろいろなヒアリングを伺った限りでは、それ自体の意義は否定されてはいなかったと思います。また業種によって、こういう閾値が変わるということ、あるいは規制内容が若干変わったということ自体は、それほど問題とは思いませんでした。ただ、コミュニティ放送ですか、こういったところに同じような役員規制が必要なのかというのは、議論の余地は確かにあるのかなとは思いました。

問題の大きいところは、やはり実効性の確保や現在の公告体制、審査体制とか、むしろそちらにあるのかなと思いました。ちょうど御意見のあった、時間的な猶予を与えられるというところにつきましては、御趣旨も分かるのですが、やや、そこも少し慎重に考えるべきなのかなと思いました。間接出資のように、事業者の方が完璧にできないというところでは、そういう猶予も設けるというのは分かるのですが、そうでない直接出資のところ、特に上場企業等では、これは絶対に把握ができるはずだと思うのです。そちらをきっちり報告できる体制を整えて、事後モニタリングできる仕組みをつくるということがすごく重要で、それができなかつたら、こういう救済もあるというのは、ちょっとどうなのかなと思います。まず、ちゃんと実効性を確保するところじゃないかなと思いました。そうでないと、きっちり本当に真剣に取り組まれるところが損を見るということになってしまうので、そうならないような対応が必要だと思いますし、また現在の制度でも必要な取消しとなっていて、ある程度のアローアンスがあるわけなので、その範囲の中で対応できるものではないのか、その新たな運用期間というものをどういう形で設けるのか、もう少し議論が必要なのかなと思いました。

【神保構成員】

皆さんの御意見をお伺いしながら、一定の猶予期間の設け方については、どういう方法があるかという点や、本当にそれが適切なのかという点を慎重に検討していく必要があると私も思いました。

1つ、やはり、どこかで皆さん引っかかっているのがコミュニティ放送の問題だと思います。大谷構成員がおっしゃったように、外資規制をかけた状態で、その適用の仕方を調整するというのも一つのアプローチだと思ったのですが、私のほうで参考資料2として頂いている第2回の資料をもう一回見ていたところ、基幹放送と一般放送があつて、コミュニティ放送事業者も基幹放送の中に入るから外資規制の対象になっているということなのだ理解しました。もともとの業法の規制の構造上の問題なのかなとも思ったのですが、衛星放送の中にも衛星基幹放送と衛星一般放送がある

ように、たとえば、地上の無線の放送の中にもコミュニティ放送のような非常に狭い範囲でだけ無線を使うという場合には一般放送事業者とカテゴライズするという点については、かなり飛躍があって難しい問題なのかどうか、そういったことを考えるとほかにもいろいろな問題が生じてくるものなのかどうかといった点について、事務局向けの御質問になってしまうのかもしれないですが、今後の議論のときに、材料としてお伺いしたいなと思いました。

【庭野構成員】

ありがとうございます。大きな枠組みに関して、外為法との関係ですとか、あるいは直接出資、間接出資、どこまで規制するかといった枠組みについては、これまでの歴史的な経緯とかに鑑みても、今、大きく、これをこういうふうに変えるべきだということまでのニーズとか要請というのがなくて、基本的な枠組みというのは維持できるのかなと思います。この辺は、ほかの構成員の方々の御意見に賛成いたします。

感想としまして、テクニカルなところで、例えば間接出資の把握の仕方について、民放連さんがプレゼンの中で御指摘したとおり、10%以上を基本的にはカウントしていくのだが、中には10%未満であっても合算、名寄せすることによって、やっぱり10%以上になるものにカウントし直すなど、脱法を防止するという観点から非常に複雑な構成になっているのだと思うのですが、事実上、そういった状況を本当にちゃんと把握して集計していくのは非常に難しいという状況を理解しましたので、そういったのを前提にしても、こういう規制を残すべきなのかどうかということを考えてほしいのかなと思いました。

それから、コミュニティ放送に関しては、神保構成員の意見と同じといいますか、似ているかと思うのですが、やはりコミュニティ放送を丸ごと外すというのが難しいとしても、例えば出力や地域が限定されているといった特性から、特例や承認を与えとか、別の枠組みをつくって規制の対象から外すことができないかといった点は考えてもいいのかもしれません。つまり、基幹放送と位置づけるべきなのかどうかということにも通ずるものかとは思いますが。

猶予措置に関してですが、間接保有規制の場合に猶予措置があるべしというのは、そのとおりかなと思います。直接の場合にも猶予措置を設ける、認めるべきかどうかということに関してですが、いろいろお話をお聞きすると、直接だからといって必ずしも発行会社で正確に状況を把握できるかということ、非上場でしたら自分で把握できる、あるいは把握すべきだということかもしれませんが、上場会社ですと、例えば信託とかの問題もありますので、完全に正確に把握できるかというと、そうでもないのではないかという疑問が湧いてまいりました。なので、直接出資に関しても、場合によっては一旦、是正措置の命令を出して、それに従わないとか、一定の期間内に提出できない

場合に対応するというような仕組みも要るのではないかと思いました。というのは、法改正までの現状での対応というのが議題(2)で議論されましたが、これは現に違反していて、または、違反の状態が一時的な解消とかではなく、現に違反している状態に近い状態だと確認してから認定を取り消すというのが実態的な運用になるということであるとすると、直接出資規制に形式的に違反してしまった場合でも、現行ルールの実態的な運用にあるような、認定を取り消さないルートはあり得るのではないかと。一方で、絶対に是正措置を取る機会というのを認めなければならないとか、一発アウトということはあるのかということ、そこは状況によって、一発アウトのルートというのもあり得るのかなと思っております。

以上です。

【山本座長】

ありがとうございました。

私から今の御意見をいろいろ伺って若干思ったことを申し上げますと、まず間接出資規制に関して、民放連から非常に複雑で實際上それを正確に履行することが困難であるようなものが含まれているという御指摘がありました。この点は、今後、外資規制の履行を厳しくチェックしていくということになりますと、現実にその履行が困難なことまで規制の中に入れておくことがよいのかという話になる可能性がありますので、現実に、どこまでこれを把握できるのかということもにらみながら、あるいは規制そのものが本当に合理的なのかというところも考えていかなくてはいけないのかなと思えます。

それからコミュニティ放送に関しましては、いろいろ御意見があったところで、確かに考える必要があるかと思えます。放送法の枠組み自体に波及をさせますと、結構ほかのところにも影響が出てきますので、検討しなくてはいけないと思えますが、コミュニティ放送に関しては、規制の在り方について再考する余地があるのではないかという御意見がいろいろあったということで、私も、その点は少し検討する必要があるのではないかと思えます。

あと、是正措置の在り方に関しては、現行の必要的取消しと取消猶予という制度が、ある意味で非常にドラスティックな制度と、ある意味で非常に緩い制度しか用意されていないという状態になっていて、これは、ほかの分野ではあまりないのではないかと思うのです。先ほど庭野構成員からも御意見ございましたが、普通よくあるのは是正命令の制度、それから、これは放送の場合はあまり現実的ではないかと思えますが、例えば事業の停止、一定期間の停止といったような処分が用意されているのが普通でして、そのような中間的な制度をいろいろ考えていく必要があるのではないかという感じがしております。

(4) 閉会

【山本座長】

それでは、そろそろ時間ですので、これぐらいにいたしますが、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

事務局でございます。次回会合につきましては、開催日時や方法等の御案内については別途御連絡差し上げたいと思います。

また、大変恐縮でございますが、事務局の技術的な不手際におきまして、本日前半、最初の20分か30分ほど、傍聴者の方々におかれましては、なかなか視聴できない事態が発生しました。大変申し訳ございませんでした。この内容につきましては早急に議事要旨等の作成をして、分かるような形で努めたいと思います。また同じようなことが二度と起こらないように対応を進めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、よろしく申し上げます。

【山本座長】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会第3回の会合を閉会いたします。本日は活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)